

2021年度 北陸大学特別研究助成【 奨励研究 】 報告書

| | | | | | | |
|-----|----|--------|----|----|----|------|
| 代表者 | 所属 | 経済経営学部 | 職位 | 講師 | 氏名 | 佃 貴弘 |
|-----|----|--------|----|----|----|------|

| | |
|-------|--|
| 研究課題名 | 信認義務に基づいた個人情報保護の理論構築 ：個人情報取扱事業者の専門家性に着目して |
|-------|--|

| | | |
|-----|---------|---|
| 交付額 | 500,000 | 円 |
|-----|---------|---|

研究成果の概要

本年度も、前年度に引き続いて、個人情報保護の法理論の側面を精緻化することに重点が置かれた。より多くの文献調査を実施することにより、議論の精緻化を図ることができた。

2021年度には、同じ研究内容を扱う研究者で構成される私的研究会「プライバシー法理論研究会」が立ち上がったことである。この研究会の活動として、「プライバシーに関する信認義務説について」と題する分科会報告を情報ネットワーク法学会において実施し、「日本においてPrivacy as Trust論を導入する際の課題と論点整理」という報告を行った。

上記研究会での活動を通じて、本研究課題の議論について一定の蓄積をすることができ、情報法を専門とする研究者・実務家にその成果を伝えることができた。

研究目的

本研究は、「個人情報が転々と流通していくという前提の下で、本人の同意を根拠とせず、事業者が取り扱う個人情報を適切に管理させるには、どのような法制度設計が必要であるか」という問いに答えるものである。

本研究の背景には、近年のプラットフォーム事業の進展がある。ウェブを通じて、プラットフォーム事業者が提供するサービスの便益を受けるには、その事業者が示す利用規約に同意しなければならない。特に、マッチング・サービスなどにおいては、本人の個人情報について積極的に提供しなければならず、その便益を適切に受けるために正しい情報を提供することも求められる。つまり、プラットフォーム事業では、その利用者が事業者側の利用規約に沿った個人情報の取扱いに同意しているという前提がある。

しかし、現行の個人情報保護法は、本人による同意後における個人情報の監視が困難である。現行法では、個人情報の利用目的と個人データの第三者提供について「本人の同意」を求めるだけである。この「通知と選択」による法制度の設計では、本人の同意がなされた後では、法規制がないことと同じことになりかねない。

この困難を回避するために必要となる法制度の設計は、本人による同意済の個人情報について、事業者が適切にその個人情報を管理していること、また第三者提供された事業者に対しても同様にその個人情報を管理していることを請求可能にするものである。

その設計を実現するために本研究で着目したのは、英米法における信認義務の概念である。英米法の文脈において、一定の関係性にある者は他方に対して、（善良な管理者として行動することを求める）注意義務と（受益者のために行動することを求める）忠実義務が課される。（個人情報を取り扱う）事業者と（個人情報の対象である）本人との間で同様のことを示すことができれば、本人による個人情報の利用について同意があったとしても、個人情報取扱事業者の個人情報の適切な管理について責任を問うことができる。

実際に、アメリカにおいて、Privacy as Trust論として同様の議論が展開されており、それに賛同する学説もあれば、批判的に検討する学説も存在する。本研究では、この議論を推進する立場から研究を進め、日本法においても同様に通用するのかを検討してきた。

研究の方法

2021年度で実施した研究の方法は、文献調査と事例研究である。文献調査は、法律学における中心的な研究方法である。前年度の研究から継続して、英米法系（アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア）での議論を参照し、英米圏において信認義務に関する議論がどの領域においてどのように議論されているかを調査した。今年度は、十分な数とはいえないけれども、アメリカ合衆国の裁判例をいくつか参照することによって、事例研究を試みることができた。

本助成金の利用目的は大きく2つあり、その1つは、情報収集のための基盤を整備することである。この研究の実施には、Nexis Uniなどのデータベースの整備が不可欠である。このデータベースなしに事例研究をすることは不可能である。また、当該データベースに収録されていない文献もあるので、個別に購入することも行った。

本助成金のもう1つの利用目的は、研究成果の発表のための費用と捻出することである。2021年に、村上康二郎教授（東京工科大学（当時））の発案により、私的研究会「プライバシー法理論研究会」が立ち上げられた。この研究会の活動として、情報ネットワーク法学会（オンライン開催）において、村上教授・斉藤邦史准教授（慶應義塾大学）・成原慧准教授（九州大学）と共同で「プライバシーに関する信認義務説について」と題する分科会を実施し、報告を行った。

本来はこのような研究活動のための旅費のために費用を捻出していたが、コロナ禍により、対面での研究報告を行うことができなかった。しかし、Zoomを通じた研究打合せおよび分科会報告を実施することができたので、遠隔での研究発表のための機材を整備するための費用として利用することができた。

研究成果

2021年度の研究成果としては、(1)JILIS情報法×憲法研究会（情報法制研究所）における報告、(2)情報ネットワーク法学会における分科会報告、(3)北陸大学紀要への原著論文の投稿の3つが挙げられる。

(1) JILIS情報法×憲法研究会（情報法制研究所）における報告

まず記載しておくべきことは、一般財団法人情報法制研究所（略称JILIS）のJILIS情報法×憲法研究会に加わって、研究報告を行ったことである。この研究会は、憲法学の観点から情報法について改めて立ち上がった議論をすることを目的として、2020年にJILIS（情報法制研究所）で発足した研究会である[1]。

2021年3月26日に、「アメリカにおけるPrivacy as Trust論—信認義務に基づいたプライバシー権論の構築に向けて」という研究報告を実施した。この報告は、前年度（2020年度）の研究成果として公開した拙稿「アメリカにおける Privacy as Trust 論の理論的前提—新たなプライバシー権論の構築に向けて」を踏まえ、その時点におけるアメリカ合衆国におけるPrivacy as Trust論の到達状況を報告したものである。同国においてPrivacy as Trust論が登場したのは、個人情報のやりとりに関する事業者と本人との関係において、本人が事業者に対して依存性と脆弱性を有しているからである。しかし、「通知と選択」を強調した従来型の個人情報保護法制は、それとは異なる前提で構築されている。本人に依存性と脆弱性があることを前提にした個人情報保護の制度を考える必要がある。日本においても、「自己決定・同意といった要素は、必ずしも本質的な要素ではなく、個人情報の社会通念上不当な取扱い及びそれに起因する不利益を防止するのが目的であり、自己決定・同意の要素は基本的にはそのための手段」なのではないかという曾我部教授による指摘[2]が既にあり、今後の個人情報保護法制はその前提で考えるべきである。

上記の報告では、そのための論点整理を試みた。その論点は、次の3つに整理できる。それは、①「どのような法律構成を用いて、事業者に対する責任を導くのか」、②「信認義務の内容として、事業者にどのような義務があるとされているのか」、③「信認義務の内容を導く根拠が、法制度として十分に整備されているか」の3つである。このように論点整理したことについては、前年度の報告書に研究成果として記載済みである。

(2) 情報ネットワーク法学会における分科会報告

2021年11月27日に、第21回情報ネットワーク法学会研究大会の第4分科会「プライバシーに関する信認義務説について」において、「日本においてPrivacy as Trust論を導入する際の課題と論点整理」と題する報告を行った。これは、(1)の研究会報告を踏まえ、論点を整理し、これらの論点がアメリカ合衆国においてどこまで進展しているかについて報告し、日本法に導入することの課題を洗い出した。①の論点については、アメリカ法の文脈においてはnegligenceであることが自明とされる。しかし、日本法においては自明ではないので、改めて検討が必要である。②の論点については、実定法レベルの個人情報保護法制に着目すべきであるが、現行のアメリカ個人情報保護法制は現在の日本の個人情報保護法制よりも希薄である。Privacy as Trust論の趣旨を踏まえ、日本法独自の問題として考察するのが適切である。③の論点については、現行の個人情報保護法制に足りないものを精査する作業であり、アメリカ法の文脈においても目下のところ明らかではない。今後の検討課題である。

上記の分科会報告を通じて、Privacy as Trust論を取り扱う研究者において、この議論におけるTrustをどのように捉えるべきか。日本語にすれば「信頼」や「信託」と訳されるが、その訳出が適切であるか。信認関係の論点は、私人間の問題に限定されるべきなのかについて議論された。また、信認義務の内容を確定するに当たり、医療倫理の文脈における医師の責任で議論された「医療水準」と「医療慣行」の関係は、個人情報保護の文脈における信認義務についても言えるのではないかというコメントを得た。

(3) 北陸大学紀要への原著論文の投稿

上記の研究会報告および分科会報告によって得られた示唆を受けて、「Privacy as Trust論におけるTrustの意味—プライバシー保護での信認義務の内容画定のために」と題する原著論文を『北陸大学紀要』に投稿し、第53号（2022年9月）に刊行予定である。この論文では、Privacy as Trust論におけるTrustの意味を検討することによって、個人情報保護の文脈で個人情報取扱事業者に課される信認義務の内容を議論したものである。

この論文では、(2)の分科会報告でのやりとりから示唆を受け、自己の考えをまとめたものである。しかし、そのやりとりのすべてに対して、答えた論文ではない。これらは次年度の研究活動において報告予定のものであるので、次年度の研究報告書に記載することを目指したい。

<引用文献>

[1] 曾我部真裕(2021)「2020年度JILIS情報法×憲法研究会開催報告」JILISレポート Vol.3, No.13, 情報法制研究所HPに所収 <https://jilis.org/report/2020/jilisreport-vol3no13.pdf>

[2] 曾我部真裕 (2018)「自己情報コントロールは基本権か？」憲法研究第3号76頁。

主な発表論文等

[論文]

佃貴弘「Privacy as Trust論におけるTrustの意味—プライバシー保護での信認義務の内容画定のために」北陸大学紀要第53号（採録決定済）2022/09（予定）。

[学会報告・研究会報告]

佃貴弘「アメリカにおけるPrivacy as Trust論—信認義務に基づいたプライバシー権論の構築に向けて」JILIS情報法×憲法研究会（情報法制研究所）2021/3/26

佃貴弘「日本においてPrivacy as Trust論を導入する際の課題と論点整理」第21回情報ネットワーク法学会研究大会（第4分科会「プライバシーに関する信認義務説について」）2021/11/27